

鳥潟会館庭園保存活用計画策定業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、大館市(以下「発注書」という。)が委託する「鳥潟会館庭園保存活用計画策定業務(以下「本業務」という。)を受託した者(以下「受注者」という。)が遵守しなければならない事項を示すものである。本仕様書に定めのない事項については、「大館市業務委託契約約款」によるものとする。

2. 事業目的

鳥潟会館庭園(以下「本庭園」という。)は、令和元年度から令和4年度にかけて名勝地調査を実施し、令和6年10月11日に国の名勝に指定された。

本業務では、今後の本庭園の保存活用に向けて、改めて本庭園が有する本質的価値と構成要素を明確にし、それらの確実かつ保存を図ったうえでの、適切な整備・活用を行うための基本方針・方法等を検討する。また、現状における課題の抽出、今後発生する可能性のある諸問題への対策、現状変更等の取り扱い基準、整備内容等も取りまとめ、保存活用計画を作成するものである。

3. 業務概要

- (1) 業務名 鳥潟会館庭園保存活用計画策定業務
- (2) 業務場所 鳥潟会館庭園(秋田県大館市花岡町字根井下156番地)
- (3) 履行期間 契約締結日～令和8年3月20日

4. 業務内容

本業務は、本仕様書によるほか「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書(平成23年3月文化庁文化財部記念物課)」及び「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針(最終変更令和5年3月文化庁)」、「鳥潟会館庭園名勝地調査報告書(令和5年3月大館市教育委員会)」を参考に実施するものとする。

また、本業務を進めるにあたっては、大館市が設置する「鳥潟会館庭園保存活用計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の指導のもと、その検討結果を十分に反映させるものとする。

(1) 現地調査

基礎資料をもとに現地調査を行い、現状における問題点及び課題について抽出し取りまとめる。また、構成要素を抽出し、地区分けを行い、地区ごとに指定地の本質的価値を明確にして取りまとめる。

(2) 調査報告書の見直し、編集

現地調査により、調査報告書の見直しの有無を確認し、整理する。また、指定文化財についても異動の有無を確認し整理する。

(3) 現状と課題の抽出

庭園の保存・活用・整備・運営における現状と課題について、整理・抽出し、取りまとめる。

(4)基本方針の策定

保存活用計画において、適切に保存活用を図るうえで前提となる基本理念と基本方針を策定する。

(5)保存管理と現状変更の取り扱い

庭園の保存管理と現状変更に関する取り扱いの方向性を整理し、現状変更の取り扱い基準を取りまとめる。

(6)活用と整備、運営計画の整理

庭園における、今後の活用及び整備に関する方針を定め、保存と活用のための整備内容を取りまとめる。加えて、公開管理等の運営に係る方針について、整理し取りまとめる。

(7)保存活用計画書の編集

保存活用計画書の構成及びレイアウトの調整、文章校正等の編集作業を行い、成果品を作成する。

(8)打合せ協議

業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう監督員と密接な連絡をとり、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認する。また、業務遂行上必要となる関係機関に対しては、これに伴う各種資料の作成や協議等も行う。なお、打合せは、必要に応じ適宜行うものとする。

(9)委員会の運営補助

本計画の策定にあたって開催する策定委員会(年2回程度)に出席するとともに、審議に必要な検討資料を作成し、策定委員会の運営を補助し、議事要旨をまとめる。

5. 成果品

本業務における成果品は次の通りとし、大館市教育委員会歴史文化課へ納品する。

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1)保存活用計画書(簡易印刷) | A4ファイル綴じ 5部 |
| (2)成果品電子データ(PDF形式・非圧縮) | DVDR 3枚 |
| (3)画像データ(JPEG) | DVDRまたは他の電子媒体 3部 |
| (4)策定委員会資料及び業務報告書 | A4ファイル綴じ 3部 |

6. 著作権の譲渡等

受注者は、著作権法第27条及び第28条の権利を含むすべての著作権を、発注者に譲渡するものとする。

7. 守秘義務

受注者は、業務の過程で知り得た内容及び個人情報を第三者に漏らしてはいけない。

8. その他

受注者は、業務委託契約書及び仕様書に定めのない事項及疑惑の生じたときは、事前及び必要に応じて市担当者と協議のうえ業務を行うものとする。